

第29期 定時株主総会 招集ご通知



日時	2021年3月30日（火曜日） 午前10時(受付開始：午前9時)
場所	大阪市中央区安土町3丁目1番3号 ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム

郵送およびインターネット等による
議決権行使期限

2021年3月29日（月曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は株主総会へのご出席を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

■ 目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

■ 添付書類

事業報告	19
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46

シークス株式会社

証券コード 7613

企業理念

Corporate Theme

シークスが企業として取り組むべきビジネス上のテーマ。
ビジネスオーガナイズングによるビジネスメリットの提供。

Corporate Mission

シークスが社会で果たすべき使命。
世界のリソースの有効活用の追求により、
社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する。

Corporate Target

シークスが目指すべき企業の姿。
世界のあらゆる分野の顧客ニーズをオーガナイズし、
ビジネスを創造する「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、
すべてのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる。

Corporate Style

シークスが常に大切にすべき企業としてのあり方や姿勢。

1st filter : **Challenging, Speedy and Fair**

2nd filter : **Sophisticated, Creative and Simple**

ご来場の自粛検討のお願い

本年度の株主総会においては、規模の縮小や所要時間の短縮など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたうえで開催をしてまいります。株主の皆様も感染予防の観点からご来場についてはお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

＜ご来場される株主の皆様へ＞

会場内でのマスクの着用やアルコール消毒液の使用等にご協力をいただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、対応内容を変更する場合がございますことをご了承ください。

証券コード：7613
2021年3月9日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町1丁目4番9号
シークス株式会社
代表取締役会長 村井 史郎

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2021年3月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月30日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目的事項
報告事項 1. 第29期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき、**当社ホームページ** (<http://www.siix.co.jp/ir/stock/soukai/index.html>) において掲載しております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、**当社ホームページ** (<http://www.siix.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

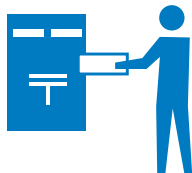
株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 2021年3月30日(火曜日) 午前10時【受付開始:午前9時】

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年3月29日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2021年3月29日(月曜日) 午後5時30分行使分まで

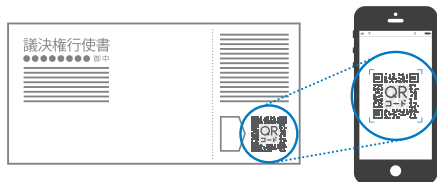
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

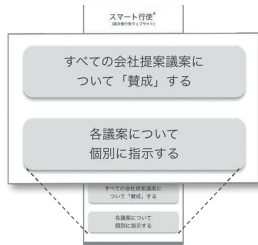
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

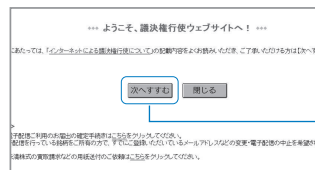
議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

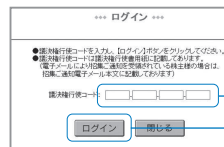
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

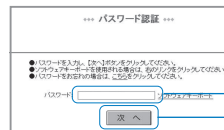
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件 期末配当金に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当金財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案し、1株につき普通株式
金15円といたしたいと存じます。

(配当総額 708,904,065円)

これにより、昨年9月にお支払した1株につき14円の間配当金と合わせま
して、年間配当金は1株につき29円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月31日

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役会の多様性を高め、より充実した議論に基づく意思決定を行うとともに、当社の更なる成長にむけ、経営体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

また、取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、高谷晋介氏、大森進氏、吉澤尚氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	村井史郎 再任	代表取締役会長 執行役員	88% (14回/16回)
2	柳瀬晃治 再任	代表取締役社長 執行役員	100% (14回/14回)
3	大野精二 再任	取締役 執行役員経理部長	100% (16回/16回)
4	丸山徹 再任	取締役 執行役員総務部長兼東京総務部長	100% (16回/16回)
5	藤田達雄 再任	取締役 執行役員グループ技術統括担当	100% (14回/14回)
6	高谷晋介 再任 社外取締役 独立役員	社外取締役	100% (16回/16回)
7	大森進 再任 社外取締役 独立役員	社外取締役	100% (16回/16回)
8	吉澤尚 新任 社外取締役 独立役員	社外監査役	100% (8回/8回)

候補者
番号

1

むら い し ろ う
村井 史郎

(1928年9月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1952年4月 (株)阪田商会 (現サカタインクス(株)) 入社
1970年5月 同社取締役
1985年6月 同社取締役副社長
1988年2月 The Inx Group Ltd. 取締役社長兼務
1992年6月 当社代表取締役社長
2003年3月 当社代表取締役会長兼CEO
2005年3月 当社代表取締役会長兼CEO 執行役員
2014年3月 当社代表取締役会長 執行役員 (現任)

取締役会出席状況

16回中14回

所有する当社株式の数

1,400,000株

【取締役候補者とした理由】

村井史郎氏は、当社の創業者として、長年に亘り、強いリーダーシップで当社の経営の舵取りを行い、現在の強固なビジネスモデルを構築して参りました。各国の政治情勢・マクロ経済情勢等の分析力は卓越しており、極めて高い見識に裏付けされた経営手腕にて、当社の更なる持続的成長の実現に向け、グループを高いレベルで統率・牽引しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

やな せ こう じ
柳瀬 晃治

(1967年12月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 サカティンクス(株)入社
1991年12月 同社シンガポール駐在
2012年4月 当社関連事業部マネージャー
2014年1月 当社執行役員欧州地域担当
SIIX Europe GmbH マネージングディレクター
2019年9月 当社執行役員営業統括兼欧州地域担当
2020年3月 当社代表取締役社長 執行役員 (現任)

■取締役会出席状況
14回中14回

■所有する当社株式の数
13,900株

【取締役候補者とした理由】

柳瀬晃治氏は、当社入社以来営業の最前線で、当社の主要なお客様との良好な関係構築、新規のお客様とのお取引で大きな成果を収めて参りました。海外勤務経験も長く、欧州における大型の新規のお客様との取引開始でも的確な采配をして参りました。工場の実務、物流、IT等の経営インフラに関する知識も深く、次世代の当社の更なる発展を実現する事が出来ると考えております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

おおのせいじ
大野 精二

(1961年11月21日生)

再任



■取締役会出席状況

16回中16回

■所有する当社株式の数

15,846株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 (株)阪田商会 (現サカタインクス(株)) 入社
1991年3月 同社シカゴ駐在
1996年6月 当社シンガポール駐在
2005年9月 当社経理部財務グループマネージャー
2007年4月 当社関連事業部マネージャー
2008年3月 当社上海駐在
2009年2月 当社経理部長
2009年4月 当社執行役員経理部長
2017年3月 当社執行役員経理部長兼情報システム部担当
2019年3月 当社取締役 執行役員経理部長兼情報システム部担当
2021年1月 当社取締役 執行役員経理部長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

大野精二氏は、当社入社以来、一貫して海外グループ会社の経理部門の要職を歴任しております。現在は、グローバルベースで経理・財務部門を統括しております。幅広い経理、税務知識を有し、海外ビジネスの実務にも精通、こうした経験から、投融資に関する与信判断においても、高い見識を活かし、経営の意思決定に参画しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
5,046株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
 1992年4月 同行調査部詰(外務省出向)
 2001年4月 同行経営企画部IR室上席室長代理
 2008年4月 同行本店法人営業部副部长
 2009年4月 同行上田法人営業部長
 2011年4月 同行三田通法人営業部長
 2014年5月 当社経営企画部担当部長
 2015年1月 当社執行役員経営企画部長
 2017年2月 当社執行役員東京総務部長
 2018年1月 当社執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長
 2019年3月 当社取締役 執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長
 2020年3月 当社取締役 執行役員総務部長兼東京総務部長(現任)

【取締役候補者とした理由】

丸山徹氏は、金融機関において企画部門や法人営業部門等の勤務に加え、外務省出向の経験を有しています。当社入社後も経営企画部門、総務・人事部門を統括して参りました。IR、広報戦略、資本市場への対応、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、与信判断等に対する幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上に適切な役割を果たしております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

ふじ た たつ お
藤田 達雄

(1960年8月12日生)

再任



取締役会出席状況
14回中14回

所有する当社株式の数
3,151株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | |
|----------|--|
| 1981年4月 | ソニー(株)入社 |
| 2000年4月 | Sony Electronics of America STE ディレクター |
| 2002年7月 | ソニーイーエムシーエス(株)木更津テック実装製造部統括部長 |
| 2007年7月 | Sony EMCS(Malaysia)Sdn. Bhd.センター長・シニアゼネラルマネージャー |
| 2014年5月 | 当社メキシコ駐在SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V工場長 |
| 2015年8月 | 当社執行役員グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス(株)グループ技術統括部長兼
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V工場長 |
| 2016年5月 | 当社執行役員グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス(株)グループ技術統括部長 |
| 2017年12月 | 当社執行役員グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス(株)代表取締役社長兼シークスエレクトロニクス(株)グループ技術統括部長 |
| 2020年3月 | 当社取締役 執行役員グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス(株)代表取締役社長兼シークスエレクトロニクス(株)グループ技術統括部長 (現任) |

【取締役候補者とした理由】

藤田達雄氏は、大手電機メーカーにおいて海外工場でのマネジメント等を経験し、当社入社後は、メキシコ工場長としてビジネスを立ち上げました。その後、グループ技術統括担当役員、シークスエレクトロニクス株式会社の社長を歴任、成長を続けるEMSビジネスの拡大に貢献しております。とりわけ、基板製造プロセスにおいて、製造、技術、品質の観点で幅広い知識と経験を有しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

たか たに しん すけ
高谷 晋介

(1951年12月30日生)

再任

社外取締役

独立役員



取締役会出席状況
16回中16回

所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年4月 野村証券(株)入社
- 1978年11月 デロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入社
- 1984年10月 高谷晋介公認会計士・税理士事務所開業
- 1990年9月 北斗監査法人（現仰星監査法人）の設立に参画 代表社員就任
- 1995年6月 フジ住宅(株)社外監査役就任（現任）
- 2000年6月 (株)川島織物セルコン監査役就任
- 2008年1月 仰星監査法人副理事長就任
- 2011年3月 当社社外監査役
- 2014年7月 仰星監査法人理事長就任
- 2015年3月 当社社外取締役（現任）
- 2018年7月 北辰税理士法人設立 代表社員就任（現任）

[重要な兼職の状況]

- 北辰税理士法人 代表社員
- フジ住宅株式会社 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由】

高谷晋介氏は、長年、公認会計士として培ってこられた会計、税務知識を有しておられます。グローバルベースで当社の経営全般に関する提言を頂いており、とりわけ、会計士としての視点から、当社の重要な投資案件、リスク管理、税務面等への的確な助言は、極めて有効であり、当社の健全な成長にご尽力頂いております。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

おお もり すずむ

大森 進

(1951年2月13日生)

再任

社外取締役

独立役員



■取締役会出席状況
16回中16回

■所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 野村證券(株)入社
1990年4月 クレディスイスファーストボストン証券会社入社
2005年8月 UBS証券会社社長
2012年4月 UBS証券(株)代表取締役社長
2015年7月 同社代表取締役会長
2016年7月 同社常勤監査役 (現任)
UBSアセット・マネジメント(株)社外監査役
2017年3月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

UBS証券株式会社 常勤監査役

【社外取締役候補者とした理由】

大森進氏は、長年、外資系証券会社の経営トップを務められ、培ってこられた株式・資本市場におけるご経験は卓越したものがああります。経営トップとしてのご経験から経営戦略の策定等、実務にも精通しておられます。最近のコーポレートガバナンス、ESG、エンゲージメント等、機関投資家の求める高いレベルに到達していく為の助言等は当社にとって不可欠であります。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。



■取締役会出席状況
8回中8回

■所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 弁護士登録
2009年11月 漆間・吉澤総合法律事務所設立（現漆間総合法律事務所）同所副所長（現任）
2011年2月 弁理士登録
2013年6月 (株)エスクリ社外監査役（現任）
2015年3月 (株)リブセンス社外監査役
2019年2月 内閣官房イノベーション政策強化推進のための有識者会議「バイオ戦略」有識者
2020年7月 当社社外監査役（現任）
2020年12月 Willsame(株)代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

漆間総合法律事務所 副所長
株式会社エスクリ 社外監査役
Willsame株式会社 代表取締役

【社外取締役候補者とした理由】

吉澤尚氏は、長年、弁護士として培ってこられた法律知識を有しております。企業法務、M&A、資本市場等へのご見識は極めて深く、更には、医療イノベーション、ヘルスケアビジネス、先進型高齢者研究、データサイエンス等、幅広い分野の専門的知識は、当社の持続的成長・新しいビジネスの構築に、極めて有益なものです。先進的な分野での所属学会や団体も多岐に亘り、弁理士、公認不正検査士、ITストラテジスト、情報処理安全確保支援士の資格も有し、当社のガバナンスに新しい視点で貢献を頂けると判断しております。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約にもとづく責任限定契約の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額としております。

当社は、高谷晋介氏および大森進氏と当該責任限定契約を締結しており、両氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。また、吉澤尚氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

3. 高谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、上記3名の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 社外取締役候補者高谷晋介氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって6年であります。
5. 社外取締役候補者大森進氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって4年であります。
6. 社外取締役候補者吉澤尚氏は現に当社の社外監査役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって8ヶ月であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、社外監査役吉澤尚氏は辞任いたします。その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、新田泰生氏は、社外監査役候補者であります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

にっ た やす お
新田 泰生

(1960年2月12日生)

新任

社外監査役

独立役員



略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1982年4月 丸光(株) (現(株)プロルート丸光) 入社
- 1986年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社
- 1998年10月 新田会計事務所所長 (現任)
- 2001年7月 東京北斗監査法人 (現仰星監査法人) 入社
- 2003年7月 東京北斗監査法人社員就任
- 2007年7月 仰星監査法人代表社員就任

■ 所有する当社株式の数
0株

【監査役候補者とした理由】

新田泰生氏は、長年、公認会計士として培ってこられた会計・税務知識を有しております。会計士としての視点からグローバルベースで、当社の重要な投資案件、海外子会社の経営管理について、厳格な視点で監査を頂けると判断しております。監査法人の代表社員として、マネジメントのご経験も有しており、高い見識から監査業務を遂行することが出来るものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は前任の社外監査役の補欠として選任をお願いをお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残任期間となります。
3. 新田泰生氏の選任が承認された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額といたします。
4. 当社は新田泰生氏が監査役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所にに対し、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

かわい たかのり
河合 孝則

(1968年9月7日生)



略歴、地位および重要な兼職の状況

2008年3月 当社関連事業部マネージャー
2017年2月 当社企画部担当部長
2019年3月 当社総務部兼経理部担当部長
2019年4月 当社理事総務部兼経理部担当部長（現任）

■所有する当社株式の数
400株

【補欠の監査役候補者とした理由】

河合孝則氏は、事業会社での経理・財務実務面で長い経験を有し、当社入社後は主に、IR、資本政策等の業務に従事しております。資本市場の実務にも精通しており、これらを当社の経営全般の監視に活かして頂きたく補欠監査役として職務を適切に遂行することが出来るものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合孝則氏は監査役友田雅之氏の補欠としての候補者といたします。
3. 河合孝則氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額といたします。

以 上

【ご参考】取締役会の多様性

取締役	当社が取締役候補者に特に期待する分野						
	企業経営 経営戦略	営業戦略	財務 資本政策	M&A	製造	コンプライア ンス 内部統制	グローバル 経験
村井史郎	○	○		○	○	○	○
柳瀬晃治	○	○		○	○		○
大野精二	○		○	○		○	○
丸山 徹	○		○	○		○	○
藤田達雄	○			○	○		○
高谷晋介	○		○	○		○	
大森 進	○	○	○	○		○	○
吉澤 尚	○	○	○	○		○	○

※上記一覧表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、世界各地で新型コロナウイルス感染症が拡大し、景気の先行きが極めて不透明な状況で推移しました。米国では、経済活動の再開後も一部地域で再び外出規制が行われており、景気回復のペースが鈍化しています。欧州においても、一部の国で再び都市封鎖や移動制限が行われており、景気回復は緩慢な状況にあります。一方、アジアにおいて、中国では大幅に経済活動が抑制されていましたが、4月以降は各種政策効果により景気の持ち直し傾向が見られます。その他アジアでは、非常事態宣言を継続している国もあり、今後の動向に留意が必要です。日本では、全国規模で新型コロナウイルス感染症拡大が続くなか、再度の外出自粛要請等の影響もあり、今後の先行きは見通せない状況にあります。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は1,815億9千8百万円と前連結会計年度に比べて414億3千9百万円の減少(18.6%減)となりました。利益面では、営業利益は44億5千2百万円と前連結会計年度に比べて10億5千4百万円の減少(19.1%減)となり、経常利益は44億4千4百万円と前連結会計年度に比べて11億9千万円の減少(21.1%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は17億2千4百万円となり、前連結会計年度に比べて19億7千1百万円の減少(53.3%減)となりました。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。本文中の「セグメント利益」および「セグメント損失」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

(日本)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、産業機器用部材および家電機器用部材の出荷が減少し、当セグメントの売上高は749億1千万円と前連結会計年度に比べて128億7千6百万円の減少(14.7%減)となりました。利益面では、売上高が減少したことに加えて、当社グループ基幹システムの一部稼働開始にともなう減価償却費の増加等により、5千4百万円のセグメント損失(前連結会計年度は9億4千8百万円のセグメント利益)となりました。

(中華圏)

新型コロナウイルス感染症による一時的な景気悪化および前連結会計年度に実施した米中間の追加関税回避のための生産移管の影響等により、当セグメントの売上高は677億8千2百万円と前連結会計年度に比べて140億7千8百万円の減少(17.2%減)となり、セグメント利益は16億8千4百万円と前連結会計年度に比べて2億8千6百万円の減少(14.5%減)となりました。

(東南アジア)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、家電機器用部材の出荷が減少し、当セグメントの売上高は691億1千4百万円と前連結会計年度に比べて151億6百万円の減少(17.9%減)となり、セグメント利益は25億1千4百万円と前連結会計年度に比べて11億9千万円の減少(32.1%減)となりました。

(欧州)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、車載関連機器用部材の出荷が減少し、当セグメントの売上高は105億5千4百万円と前連結会計年度に比べて12億7百万円の減少(10.3%減)となりました。利益面では、売上高が減少したこと等により、4億3千8百万円のセグメント損失(前連結会計年度は9千7百万円のセグメント損失)となりました。

(米州)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、車載関連機器用部材の出荷が減少し、当セグメントの売上高は381億6千5百万円と前連結会計年度に比べて149億9百万円の減少(28.1%減)となりました。利益面では、前連結会計年度において負担していた米中間の輸入に係る追加関税の還付を受けたこと等により、6億8千1百万円のセグメント利益(前連結会計年度は13億1千4百万円のセグメント損失)となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は55億7千3百万円であります。

有形固定資産への投資額は48億4千2百万円で、その主なものは日本セグメントに属する当社における建物・土地等13億5千3百万円および中華圏セグメントに属する海外生産拠点SII X EMS (Shanghai) Co., Ltd.における機械設備投資等11億3百万円であります。

無形固定資産への投資額は7億3千万円で、その主なものは当社グループ基幹システムに係るソフトウェア投資等6億7千3百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの事業運営上必要な資金については資金の流動性および源泉を安定的に確保することを基本とし、運転資金については自己資金および金融機関からの短期借入れ、設備投資資金については金融機関からの長期借入れ等の要否を検討し、資金調達を行っております。

当連結会計年度の資金調達につきましては、2020年6月11日に第1回無担保社債50億円および第2回無担保社債50億円を発行し、総額100億円を調達いたしました。当該社債の発行により調達した資金については、新株予約権付社債の償還等に充当いたしました。

また、2020年6月30日に主要な取引銀行と総額100億円のシンジケートローン(コミットメントライン)契約を締結いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	第26期 2017年12月	第27期 2018年12月	第28期 2019年12月	第29期 2020年12月 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	233,153	242,804	223,037	181,598
経 常 利 益 (百万円)	10,513	8,717	5,634	4,444
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	7,093	6,414	3,695	1,724
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	144円01銭	131円45銭	78円21銭	36円48銭
総 資 産 (百万円)	130,526	137,350	143,391	144,436
純 資 産 (百万円)	57,609	56,016	58,249	56,498

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 2018年4月1日を効力発生日として、普通株式を1：2の割合で分割いたしました。これにともない、第26期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第28期より適用しており、第27期の総資産については、当該基準等を遡って適用した金額を記載しております。

(3) 重要な子会社等の状況 (2020年12月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 53,704	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 310,357	91.81 %	電子回路・機器の製造
SIIX HUBEI Co., Ltd.	千中国元 156,762	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	千中国元 133,951	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX H.K. Ltd.	千香港ドル 4,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX TWN Co., Ltd.	千台湾ドル 5,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Singapore Pte. Ltd.	千U.S.ドル 31,144	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Bangkok Co., Ltd.	千バーツ 30,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 309,100	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Logistics Phils, Inc.	千U.S.ドル 18,315	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Phils., Inc.	千フィリピンペソ 29,700	100.00 %	自動車部品、化成品等の販売
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	千U.S.ドル 11,036	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	千U.S.ドル 9,000	55.00 %	プラスチック成形および金型製造
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	千フィリピンペソ 2,000	(40.03) %	製造子会社等への土地貸与
PT SIIX Electronics Indonesia	千U.S.ドル 1,980	(100.00) %	電子回路・機器の製造
PT. SIIX EMS INDONESIA	千U.S.ドル 14,001	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX Europe GmbH	千ユーロ 1,022	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	千ユーロ 3,634	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Hungary Kft.	千ユーロ 15,001	100.00 %	電子回路・機器の製造

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SIIX U.S.A. Corp.	千U.S.ドル 46,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V	千U.S.ドル 37,200	(100.00) %	電子回路・機器の製造
シークスエレクトロニクス株式会社	百万円 290	100.00 %	電子回路・機器の製造、 技術開発および技術支援

- (注) 1. 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. は SIIX H.K. Ltd. が、SIIX REALTY HOLDINGS INC. は SIIX Phils., Inc. が、PT SIIX Electronics Indonesia および PT. SIIX EMS INDONESIA は SIIX Singapore Pte. Ltd. が、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V は SIIX U.S.A. Corp. がそれぞれ所有するものであります。
2. SIIX Bangkok Co., Ltd. は、2021年1月2日付で全ての事業を SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. へ譲渡し、2021年1月28日付で清算手続きを開始しております。
3. SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. は、2021年2月1日付で Thai SIIX Co., Ltd. へ社名を変更しております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.	千中国元 50,000	(25.00) %	商業用空調機器用 電子基板製造等
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	千フィリピンペソ 101,430	20.06 %	オートバイの組立・販売

(注) 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd. は SIIX H.K. Ltd. が所有するものであります。

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は①に記載した22社、持分法適用会社は②に記載した2社となっております。

なお、当連結会計年度の連結売上高は1,815億9千8百万円（前連結会計年度比18.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億2千4百万円（前連結会計年度比53.3%減）であります。

④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

各国が自国中心主義やそれにともない、各国間で貿易摩擦が発生するなか、適地調達、適地生産、適地販売の必要性が増しております。当社はこのような顧客企業のニーズに確実に応えるため、以下のような課題に取り組んでおります。

- ① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
- ② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
- ③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
- ④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
- ⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
- ⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
- ⑦ 資産効率の継続的改善

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

セグメントの名称	主要取扱品目
日 中 東 欧 米 本 華 南 ア ジ ア 州 州	下記分野における完成品、組立品、基板実装品、部品単体・キット、金型・成形品等 車載関連機器（カーマルチメディア、メーター、フロントパネル、各種スイッチ、 エクステリア、モーター、ECU、準ミリ波レーダー、車載カメラ等） 産業機器（パワーツール用エンジン点火装置、業務用AV機器、業務用エアコン、 医療機器、工業用ミシン等） 家電機器（デジタル家電、エアコン、音響機器、健康器具、知育玩具等） 情報機器（スキャナー、プリンター等） 一般電子部品 その他（ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、 印刷インキ、化成品、雑貨等）

(6) 主要な販売拠点および生産拠点 (2020年12月31日現在)

- 国内販売拠点 当社本社 (大阪府大阪市)、東京本社 (東京都千代田区)、名古屋営業部 (愛知県名古屋市)
- 国内生産拠点 シークスエレクトロニクス株式会社 (神奈川県相模原市)
- 海外販売拠点 SIIX (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX H.K. Ltd. (香港)、SIIX TWN Co., Ltd. (台湾)、SIIX Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)、SIIX Bangkok Co., Ltd. (タイ)、SIIX Logistics Phils, Inc. (フィリピン)、SIIX Phils., Inc. (フィリピン)、SIIX Europe GmbH (ドイツ)、SIIX U.S.A. Corp. (アメリカ)
- 海外生産拠点 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX HUBEI Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、SIIX EMS PHILIPPINES, INC. (フィリピン)、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. (フィリピン)、PT SIIX Electronics Indonesia (インドネシア)、PT. SIIX EMS INDONESIA (インドネシア)、SIIX EMS Slovakia s.r.o. (スロバキア)、SIIX Hungary Kft. (ハンガリー)、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V (メキシコ)

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
11,257名	1,464名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
203名	2名増	35.6歳	7.8年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,859
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	9,676
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,779
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,326

百万円

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 50,400,000株（自己株式 3,139,729株を含む。）
- ③ 株主数 17,633名（前期末比 9,208名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
	株	%
サカタククス株式会社	10,812,000	22.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,136,900	8.75
有限会社フォーティ・シックス	2,200,000	4.66
株式会社りそな銀行	2,170,800	4.59
株式会社三井住友銀行	2,160,000	4.57
村 井 史 郎	1,400,000	2.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,398,100	2.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,139,000	2.41
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMITTL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	755,100	1.60
株式会社三菱UFJ銀行	720,000	1.52

(注) 持株比率は、自己株式（3,139,729株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項 (2020年12月31日現在)

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	保有者数
2017年度株式報酬 型新株予約権 (2017年6月6日)	1,176個	当社普通株式 2,352株 (注)3	1株当たり 1円	2017年6月7日 ～2047年6月6日	(注)1、2	取締役 1名
2018年度株式報酬 型新株予約権 (2018年4月13日)	1,133個	当社普通株式 2,266株 (注)3	1株当たり 1円	2018年4月14日 ～2048年4月13日	(注)1、2	取締役 1名
2019年度株式報酬 型新株予約権 (2019年4月12日)	7,179個	当社普通株式 7,179株	1株当たり 1円	2019年4月13日 ～2049年4月12日	(注)1、2	取締役 3名
2020年度株式報酬 型新株予約権 (2020年4月13日)	12,827個	当社普通株式 25,654株 (注)3	1株当たり 1円	2020年4月14日 ～2050年4月13日	(注)1、2	取締役 5名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものと定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 2018年4月1日付で1株を2株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	交付された者 の人数
2020年度株式報酬 型新株予約権 (2020年4月13日)	3,663個	当社普通株式 7,326株 (注)3	1株当たり 1円	2020年4月14日 ～2050年4月13日	(注)1、2	当社使用人 5名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の執行役員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができますと定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 2018年4月1日付で1株を2株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員	村 井 史 郎	
代表取締役社長 執行役員	柳 瀬 晃 治	
取 締 役 執行役員	大 野 精 二	経理部長兼情報システム部担当
取 締 役 執行役員	丸 山 徹	総務部長兼東京総務部長
取 締 役 執行役員	藤 田 達 雄	グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス(株)代表取締役社長兼シークスエレクトロニクス(株)グループ技術統括部長
取 締 役	高 谷 晋 介	北辰税理士法人 代表社員 フジ住宅株式会社 社外監査役
取 締 役	大 森 進	UBS証券株式会社 常勤監査役
監 査 役 (常 勤)	友 田 雅 之	
監 査 役	吉 澤 尚	漆間総合法律事務所 副所長 株式会社エスクリ 社外監査役 Willsame株式会社 代表取締役
監 査 役	手 島 泉	サカティンクス株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役高谷晋介氏および大森進氏は社外取締役であります。
2. 監査役吉澤尚氏および手島泉氏は社外監査役であります。
3. 当期中の取締役および監査役の異動
- (1) 2020年3月27日開催の第28期定時株主総会において、新たに柳瀬晃治氏および藤田達雄氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 2020年3月27日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって、取締役桔梗芳人氏が退任いたしました。
 - (3) 2020年7月17日をもって、新たに吉澤尚氏が監査役に就任いたしました。
 - (4) 2020年7月17日をもって、監査役石橋正紀氏が辞任いたしました。
- なお、同氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
- また、同氏の退任時における重要な兼職は税理士法人石橋・笠原事務所所長および株式会社京都銀行社外監査役でありました。

4. 取締役高谷晋介氏、大森進氏および監査役吉澤尚氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。また、監査役石橋正紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員でありましたが、2020年7月17日の辞任にともない当社は同氏の独立役員の指定を解除いたしました。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役5名および取締役を兼務していない執行役員15名、計20名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	257百万円 (16百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	22百万円 (7百万円)
合 計	12名	279百万円

- (注) 1. 2017年3月30日開催の株主総会決議による取締役の報酬等限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）であります。なお、取締役の報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 2008年3月28日開催の株主総会決議による監査役の報酬等限度額は、年額50百万円以内であります。
3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
4. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬に係る費用計上額16百万円が含まれております。
5. 期末日現在の人員数は、取締役7名、監査役3名であります。支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した取締役1名および監査役（社外監査役）1名が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高谷晋介氏は、北辰税理士法人の代表社員およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役大森進氏は、U B S 証券株式会社の常勤監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役吉澤尚氏は、漆間総合法律事務所副所長、株式会社エスクリ社外監査役およびWillsame株式会社代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役手島泉氏は、その他の関係会社であるサカティンクス株式会社の常勤監査役を兼務しております。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	高 谷 晋 介	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
	大 森 進	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	石 橋 正 紀	昨年7月の辞任までの取締役会には、8回中3回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、昨年7月の辞任までの監査役会には、10回中5回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	吉 澤 尚	昨年7月に就任後の取締役会には、8回中8回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、昨年7月に就任後の監査役会には、6回中6回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	手 島 泉	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、16回中16回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
50百万円
2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
55百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。
なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に「基幹システム導入に係るアドバイザー業務」および「監査人から引受事務幹事会社への書簡の作成業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

(6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

【内部統制システムについて】

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループ（当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念“SIIX Principles”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
 2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、総務部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
 3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
 4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ 内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
2016年2月22日に規程を改定し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役および常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「何書手続規程」に基づき「何書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。

2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存及び管理を行う。
 3. 文書・情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 「シークスグループ リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明らかにする。
 2. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
 3. 上記の「伺書手続規程」及び「関係会社管理規程」に定める要承認事項及び「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
 4. 「シークスグループ 危機管理規程」に基づき、当社並びに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。また、従業員本人の安全確保の観点から非常時における具体的な対応方法を纏めた「緊急事態対応マニュアル」を策定し、子会社に配布することで各従業員に啓蒙している。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
 2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門及び各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
 3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認及び案件協議等を行う。
 4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。

- ⑤ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項及び報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
 2. 当社グループの事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
 3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に行い、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
 4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
 5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- ⑦ 前号の使用人の、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役がその職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
 2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社の監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
 2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
 3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
 4. 当社の監査室は、当社各部門及び子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要なないと認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。
- ⑫ その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）
 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制及び業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
 当社及び子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
 2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
 3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

(7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

- ① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため下記を行っております。
 1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めています。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。
 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	104,254	流 動 負 債	59,855
現金及び預金	23,130	買掛金	27,481
受取手形及び売掛金	37,057	短期借入金	23,810
商品及び製品	19,274	未払費用	3,230
仕掛品	1,376	未払法人税	1,710
原材料及び貯蔵品	15,880	その他	3,621
その他	7,574	固 定 負 債	28,082
貸倒引当金	△39	社債	10,000
固 定 資 産	40,181	長期借入金	12,061
有 形 固 定 資 産	32,066	退職給付に係る負債	751
建物及び構築物	13,551	繰延税金負債	3,265
機械装置及び運搬具	10,575	その他	2,004
工具、器具及び備品	840	負 債 合 計	87,937
土地	3,815	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	1,021	株 主 資 本	55,806
その他	2,262	資本金	2,144
無 形 固 定 資 産	2,421	資本剰余金	5,631
ソフトウェア	1,581	利益剰余金	53,980
その他	839	自己株式	△5,949
投資その他の資産	5,693	その他の包括利益累計額	277
投資有価証券	2,101	その他有価証券評価差額金	90
出資金	958	為替換算調整勘定	323
長期貸付金	62	退職給付に係る調整累計額	△136
退職給付に係る資産	360	新株予約権	59
繰延税金資産	1,554	非支配株主持分	354
その他	1,178	純 資 産 合 計	56,498
貸倒引当金	△523	負 債 ・ 純 資 産 合 計	144,436
資 産 合 計	144,436		

連結損益計算書

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		181,598
売上原価		165,448
売上総利益		16,150
販売費及び一般管理費		11,697
営業利益		4,452
営業外収益		
受取利息	142	
受取配当金	49	
持分法による投資利益	—	
為替差益	—	
補助金収入	221	
物品売却収入	205	
スクラップ売却益	167	
その他	254	1,041
営業外費用		
支払利息	373	
持分法による投資損失	63	
為替差損	25	
物品購入費用	153	
その他	433	1,049
経常利益		4,444
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
特別損失		
新型コロナウイルス感染症関連損失	1,683	1,683
税金等調整前当期純利益		2,763
法人税、住民税及び事業税	690	
法人税等調整額	342	1,032
当期純利益		1,730
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		1,724

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日期首残高	2,144	5,630	53,579	△5,968	55,386
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,323		△1,323
親会社株主に帰属する当期純利益			1,724		1,724
自己株式の取得				－	－
自己株式の処分		0		18	19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	401	18	420
2020年12月31日期末残高	2,144	5,631	53,980	△5,949	55,806

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 シ 損	延 シ 益	為 替 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額				
2020年1月1日期首残高	△65		3	2,623	△100	2,460	60	342	58,249
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当						－			△1,323
親会社株主に帰属する当期純利益						－			1,724
自己株式の取得						－			－
自己株式の処分						－			19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	156		△3	△2,299	△36	△2,182	△0	11	△2,171
連結会計年度中の変動額合計	156		△3	△2,299	△36	△2,182	△0	11	△1,751
2020年12月31日期末残高	90		－	323	△136	277	59	354	56,498

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,025	流 動 負 債	22,265
現金及び預金	88	買掛金	12,036
受取手形	2,028	短期借入金	3,850
売掛金	18,993	1年内返済予定の長期借入金	5,037
商前渡金	4,133	未払金	147
前払費用	13	未払費用	974
未収入金	117	前受金	26
短期貸付金	1,567	預り金	161
その他の貸倒引当金	100	その他	32
	14	固 定 負 債	20,147
	△32	社債	10,000
固 定 資 産	28,590	長期借入金	9,954
有 形 固 定 資 産	3,569	長期未払金	145
建物	1,602	その他	48
工具、器具及び備品	65	負 債 合 計	42,413
土地	1,874	(純 資 産 の 部)	
その他	26	株 主 資 本	13,101
無 形 固 定 資 産	1,433	資本金	2,144
ソフトウェア	784	資本剰余金	5,631
ソフトウェア仮勘定	646	資本準備金	1,853
その他	2	その他資本剰余金	3,778
投 資 そ の 他 の 資 産	23,588	利 益 剰 余 金	11,275
投資有価証券	678	利益準備金	34
関係会社株式	11,095	その他利益剰余金	11,241
出資	0	別途積立金	1,700
関係会社出資金	10,723	繰越利益剰余金	9,541
長期貸付金	656	自 己 株 式	△5,949
長期前払費用	0	評価・換算差額等	41
前払年金費用	434	その他有価証券評価差額金	41
繰延税金資産	37	新 株 予 約 権	59
差入保証金	3	純 資 産 合 計	13,202
その他	461	負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,615
貸倒引当金	△503		
資 産 合 計	55,615		

損益計算書

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		74,910
売 上 原 価		71,455
売 上 総 利 益		3,455
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,487
営 業 損 失 (△)		△32
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,893	
雑 収 入	77	2,971
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72	
支 払 手 数 料	68	
社 債 発 行 費	50	
為 替 差 損	6	
雑 損 失	100	299
経 常 利 益		2,639
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2	2
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	60	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	219	280
税 引 前 当 期 純 利 益		2,361
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68	
法 人 税 等 調 整 額	△27	41
当 期 純 利 益		2,319

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日
至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 剰 余 益 金 計
					別途積立金	繰 越 剰 余 金		
2020年1月1日期首残高	2,144	1,853	3,777	5,630	34	1,700	8,545	10,279
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				－			△1,323	△1,323
当期純利益				－			2,319	2,319
自己株式の取得				－				－
自己株式の処分			0	0				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	996	996
2020年12月31日期末残高	2,144	1,853	3,778	5,631	34	1,700	9,541	11,275

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2020年1月1日期首残高	△5,968	12,086	82	3	85	60	12,232
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,323			－		△1,323
当期純利益		2,319			－		2,319
自己株式の取得	－	－			－		－
自己株式の処分	18	19			－		19
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△41	△3	△44	△0	△45
事業年度中の変動額合計	18	1,015	△41	△3	△44	△0	970
2020年12月31日期末残高	△5,949	13,101	41	－	41	59	13,202

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シークス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シークス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

シークス株式会社 監査役会

常勤監査役 友 田 雅 之 ㊟

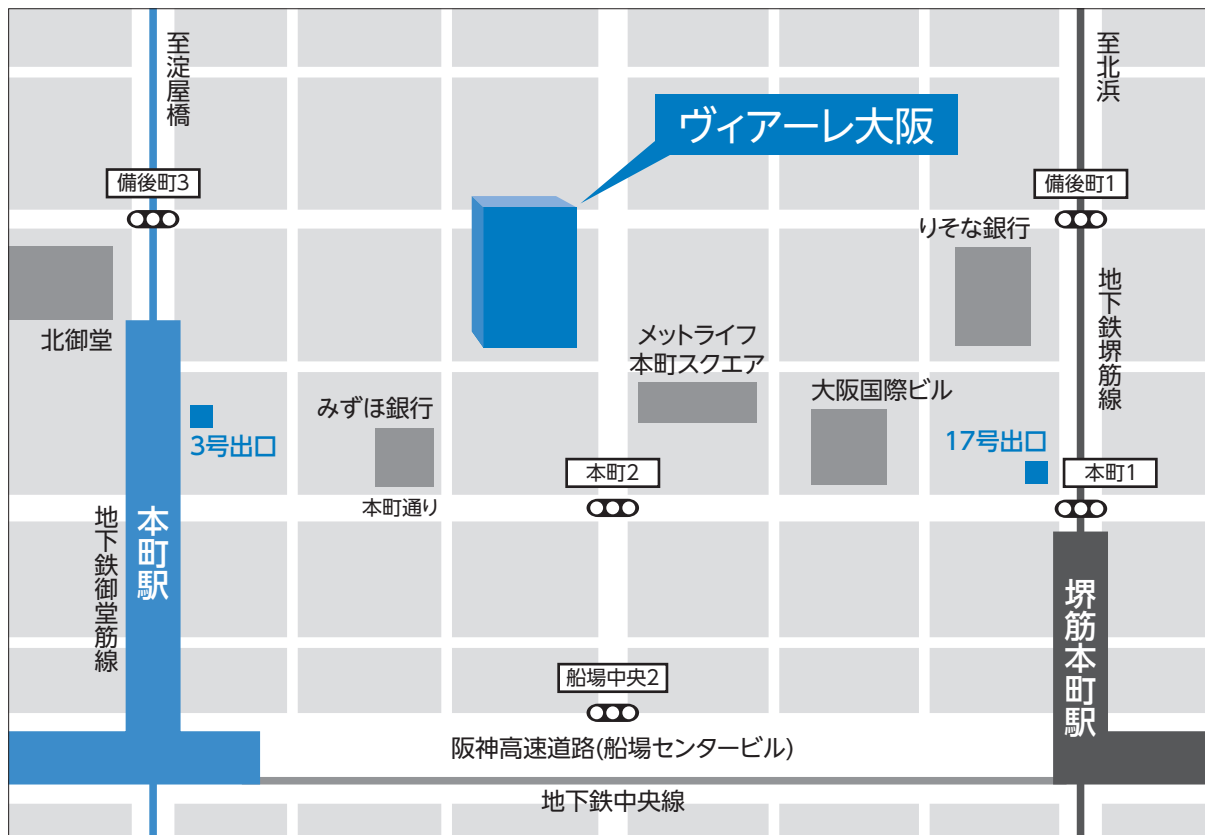
社外監査役 吉 澤 尚 ㊟

社外監査役 手 島 泉 ㊟

以 上

株主総会
会場ご案内図

大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム



交通の
ご案内

- 地下鉄御堂筋線 本町駅 3号出口より東へ徒歩3分
- 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅 17号出口より西へ徒歩5分

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。